

平成 26 年 2 月 26 日

日本関税協会横浜支部  
鈴木 事務局長 殿

横浜税関業務部  
管理課長 元起 篤示  
(押印省略)

#### 消費税率引上げに伴う変更点及び注意点等について

日頃から税関業務に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、本年 4 月 1 日から消費税法及び地方税法の一部改正により消費税率（国・地方）が 5%から 8%に引き上げられることに伴う変更点及び注意点等を別添のとおり作成しましたので、貴会会員の皆様に周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、別添資料は全て税関ホームページに掲載され、Q&A の内容については必要に応じ更新されますことを申し添えます。

【参考：別添資料掲載場所】

税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)

トピック名：平成 26 年 4 月から消費税率が引き上げられます(税額計算・Q&A)



平成 26 年 2 月  
財務省・税関

## 消費税率引上げに伴う税額計算について

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から、消費税  
率（国・地方）が 5% から 8% に引き上げられます。

これに伴い、輸入（納税）申告する際の税額計算は次の通りになります。

### 消費税率

| 区分               | 適用開始日 | 現行                      | 平成 26 年 4 月 1 日～       |
|------------------|-------|-------------------------|------------------------|
| 消費税率             |       | 4. 0%                   | 6. 3%                  |
| 地方消費税<br>(消費税換算) |       | 消費税額の 25/100<br>(1. 0%) | 消費税額の 17/63<br>(1. 7%) |
| 合計               |       | 5. 0%                   | 8. 0%                  |

### 税額計算（平成 26 年 4 月 1 日～）

例) テレビ（関税：無税） 価格 218,300 円の場合

#### 【消費税】

218,000 円（課税価格） × 0.063 = 13,734 円 → 13,700 円  
(1,000 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

#### 【地方消費税】

13,700 円（課税価格） × 17 ÷ 63 = 3,696 円 → 3,600 円  
(1 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

⇒消費税及び地方消費税

(13,700 円 + 3,600 円) = 17,300 円

※詳細については別紙 1 をご確認ください。

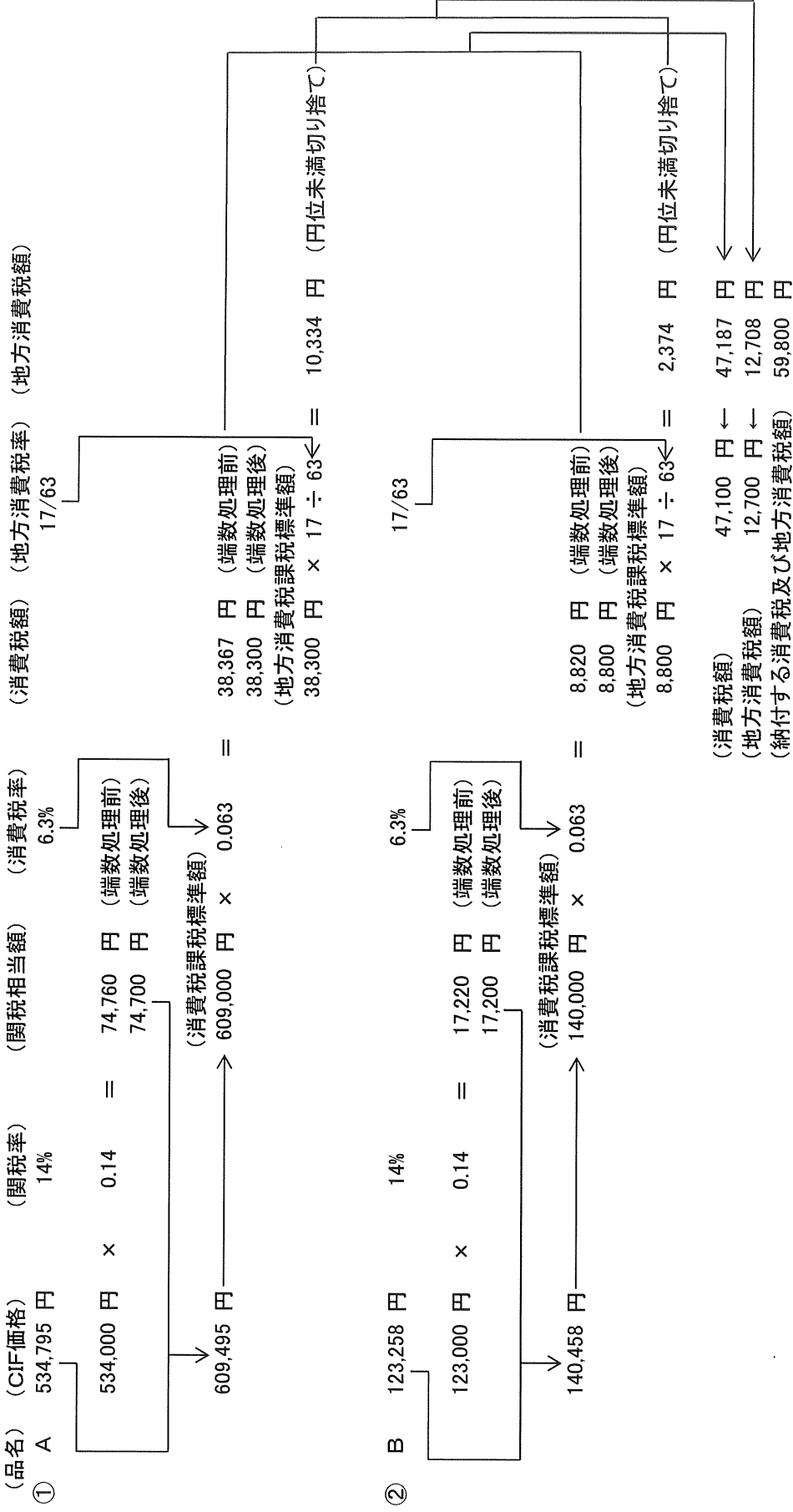


その他：消費税率引き上げに係る一般的な質問への回答は Q & A をご参照ください。

## 問合せ先

- ・ 函館税関業務部統括審査官 TEL 0138-40-4256
- ・ 東京税関業務部通関総括第1部門 TEL 03-3599-6337
- ・ 横浜税関業務部通関総括第1部門 TEL 045-212-6150
- ・ 名古屋税関業務部通関総括第1部門 TEL 052-654-4085
- ・ 大阪税関業務部通関総括第1部門 TEL 06-6576-3313
- ・ 神戸税関業務部通関総括第1部門 TEL 078-333-3086
- ・ 門司税関業務部通関総括第1部門 TEL 050-3530-8367
- ・ 長崎税関業務部統括審査官(総括部門) TEL 095-828-0126
- ・ 沖縄地区税関通関総括第1部門 TEL 098-862-9291

[計算例]



## 消費税率引上げに伴う適用法令日

| 番号 | 輸入申告等種別  | 適用法令日                                 | 【例】   |         |
|----|--|---------------------------------------|---|---------|
|    |  |                                       | 条件  | 適用される税率 |
| ①  | 予備申告   | 輸入申告(本申告)の日                           | ・予備申告の日:3/31<br>・本申告の日:4/1                          | 8%      |
| ②  | 輸入申告(IC)   | 輸入申告の日                                | ・輸入申告の日:3/31  | 5%      |
| ③  | 輸入許可前引取承認申請(BP)  | 輸入申告の日                                | ・輸入申告及び輸入許可前引取承認申請(BP)の日:3/31<br>・IBP:4/1           | 5%      |
| ④  | 特例輸入者又は特例委託輸入者が関税法第67条の2第2項第2号により輸入(引取)申告をした貨物で輸入の許可を受けたもの | 輸入許可の日                                | ・輸入(引取)申告の日:3/31<br>・輸入許可の日:3/31                    | 5%      |
|    |  |                                       | ・輸入(引取)申告の日:3/31<br>・輸入許可の日:4/1                     | 8%      |
| ⑤  | ④を除く特例輸入申告(保税地域搬入後に輸入(引取)申告を行ったもの)                         | 輸入(引取)申告の日                            | ・輸入(引取)申告の日:3/31<br>・特例申告の日:4/1                     | 5%      |
| ⑥  | 蔵入承認申請(IS)   | 蔵出輸入申告(ISW)の日                         | ・蔵入承認(IS)申請日:3/1<br>・蔵出輸入申告(ISW):3/31<br>・輸入許可:3/31 | 5%      |
|    |  | 蔵出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合<br>⇒輸入許可の日 | ・蔵入承認(IS)申請日:3/1<br>・蔵出輸入申告(ISW):3/31<br>・輸入許可:4/1  | 8%      |
| ⑦  | 移入承認申請(IM)   | 移出輸入申告(IMW)の日                         | ・移入承認(IM)申請日:3/1<br>・移出輸入申告(IMW):3/31<br>・輸入許可:3/31 | 5%      |
|    |  | 移出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合<br>⇒輸入許可の日 | ・移入承認(IM)申請日:3/1<br>・移出輸入申告(IMW):3/31<br>・輸入許可:4/1  | 8%      |

## ◆消費税率引上げに係るQ&A

| No. | 設問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 1   | 消費税率8%の消費税と地方消費税の内訳はどうか。<br>しているのでしょうか。   | 消費税率8%の内訳は<br>【消費税】 6.3%<br>【地方消費税】 消費税額の17/63(消費税率換算 1.7%)<br>となります。  |
| 2   | 消費税及び地方消費税の税率が変更されることに伴い、税額の計算方法(端数処理方法も含む)に変更はありますか。   | 税額の計算方法は基本的に変更はありませんが、地方消費税の税率は「消費税額の17/63」となるため、地方消費税の計算の過程で1円未満の端数が発生する場合は、その計算の都度1円未満の端数を切り捨てる必要があります。<br>詳しくは別紙1をご確認ください。  |
| 3   | 平成26年3月31日に輸入申告を行い、平成26年4月1日に輸入許可されるなど、輸入申告と輸入許可が年度をまたぐような場合、消費税及び地方消費税は5%と8%のどちらになりますか。  | 消費税及び地方消費税を課する際に適用される法令は、原則として「輸入申告の日」の法令となります。<br>そのため、原則として、輸入申告の日が平成26年3月31日以前であれば消費税及び地方消費税は5%となり、輸入申告の日が平成26年4月1日以降であれば消費税及び地方消費税は8%になります。<br>なお、輸入許可前引取承認申請(BP)や輸入承認申請(IS)等の申告・申請に係る適用法令日については、別紙2をご確認ください。                                |
| 4   | 輸入承認を受けずに保税蔵置場に入れ、平成26年3月中に輸入申告に併せて輸入許可前引取承認申請(BP)をし、平成26年4月にBP承認された場合についてですが、輸徴法第4条第2項の規定により、保税蔵置場に置かれている貨物は、BP承認の日における法令が適用されることとなり、消費税率は8%となるのでしょうか。 | 輸徴法第4条第2項は輸入承認を受けて保税蔵置場等に置かれている貨物等に係る規定です。ご質問のような場合であれば、輸入申告の日が適用法令日となり、消費税率は5%となります。別紙2③をご確認ください。   |
| 5   | 平成26年3月31日以前に輸入申告・許可された貨物について、平成26年4月1日に修正申告する場合、消費税率は5%と8%のどちらになりますか。  | 消費税及び地方消費税を課する際に適用される法令は、原則として「輸入申告の日」の法令となります。<br>そのため、輸入申告(当初申告)の日が平成26年3月31日以前であれば、修正申告の際に適用する消費税率は5%となります。   |
| 6   | 輸入申告が行われる国際郵便物に対して課される消費税及び地方消費税の税率はどのように決まりますか。  | 輸入申告が行われる国際郵便物に対して消費税及び地方消費税を課する際に適用される法令は、国際郵便物以外の貨物同様、原則として「輸入申告の日」の法令となります。<br>そのため、原則として、輸入申告の日が平成26年3月31日以前であれば消費税及び地方消費税は5%となり、輸入申告の日が平成26年4月1日以降であれば消費税及び地方消費税は8%になります。<br>なお、輸入許可前引取承認申請(BP)や輸入承認申請(IS)等の申告・申請に係る適用法令日については、別紙2をご確認ください。 |

◆消費税率引上げに係るQ&A

| No. | 設問   | 回答   |
|-----|--|--|
| 7   | <p>輸入しようとする貨物は平成26年3月31日までに到着するのですが、保税地域搬入後に輸入申告を行うと輸入申告日が平成26年4月1日以降となってしまいます。搬入前申告扱いにより、保税地域搬入前に輸入申告を行うことは認められますか。</p> | <p>このようなケースでは搬入前申告扱い(関税法基本通達67の2-3-3)は認められませんが、原則どおり貨物を保税地域へ搬入した後に入申告を行ってください。</p>   |
| 8   | <p>消費税率引上げに伴い、NACCSを利用した輸入申告に係る消費税等の納期限の延長や輸入許可前引取承認申請(BP)にかかる担保について、何か必要な手続き等はありませんか。</p>                               | <p>消費税等の納税に係る担保については消費税改正に伴う手続き等はありませんが、消費税率が5%から8%になることに伴い、納税額も増えることから担保不足にならないよう、ご対応をお願い致します。</p>  |
| 9   | <p>書面による輸入申告の際、地方消費税率欄には現在「25%」と記載していますが、平成26年4月1日以降はどのように記載すればよいでしょうか？</p>  | <p>平成26年4月1日以降は、「17/63」と記載して下さい。</p>   |
| 10  | <p>年度末にNACCSを使用して輸入申告等を行う場合の留意点を教えてください。</p>   | <p>消費税課税物品の品目に係る申告について<br/>         ① 3月31日以前に輸入申告事項登録(IDA)等を行い4月1日以降に輸入申告(開庁時申告を含む)(IDC)等を行った場合はエラーとなります。当該申告については再度輸入申告事項登録(IDA)を行った後に、輸入申告(IDC)を行ってください。<br/>         ② 3月31日以前に予備申告(IDC)等を行い、4月1日以降に本申告(IDC)等に切り替える場合は、本申告切り替え前に税関に連絡のうえ、輸入申告変更事項登録(IDA01)を行った後に本申告(IDC)を行ってください。<br/>         ③ 歳出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)を3月31日に行つた場合、その日のうちに納税まで行うことができず日にちをまたいでしまうと、システム処理が完了しません(許可を受けられません。)。3月31日中に輸入許可とならなかった場合には、税関に連絡のうえ、4月1日以降に輸入申告変更事項登録(IDA01)業務、及び輸入申告変更(IDE)業務を行ってください。<br/>         なお、歳出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)において、申告後、許可までに法令改正があった場合の適用法令は、「輸入許可の日」の法令となっており、上記のようなケースでは、消費税は8%が適用されるのでご注意ください。</p> |
| 11  | <p>NACCSの修正申告事項登録(AMA)業務、及び関税等更正請求事項登録(KKA)業務において、消費税率が5%と8%の申告を一度に登録することは可能ですか。</p>                                     | <p>NACCSの修正申告事項登録(AMA)業務、及び関税等更正請求事項登録(KKA)業務においては、一つの税目について異なる税率(消費税率の5%と8%)を一度に登録することはできません。税率ごとに分けて、当該業務を行ってください。</p>   |
| 12  | <p>NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務において、消費税率が5%と8%の申告を一度に登録することは可能ですか。</p>  | <p>NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務においては、一つの税目について異なる税率(消費税率の5%と8%)を一度に登録することはできません。税率ごとに分けて、当該業務を行ってください。</p>  |